

函館市いきいき住まいリフォーム助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体機能の低下した高齢者または重度の身体障害者（以下「高齢者等」という。）がいる世帯に対し、その住宅を高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう改造するために必要な費用の一部を助成して高齢者等の自立を助長するとともに、家族等介護を行う者の負担を軽減するために行ういきいき住まいリフォーム助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。

(助成の対象とする世帯)

第3条 助成の対象とする世帯は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯で所得税が非課税であるものとする。

- (1) 65歳以上の者（助成の申請時点では65歳未満であるが、当該申請の年度内に65歳に達する者を含む。）であって、身体機能の低下等の理由により日常生活を営むのに支障があるため住宅の改造が必要と認められるもの
- (2) 障害の程度が1級または2級である身体障害者手帳の交付を受けており、その障害が次のいずれかに該当する者であって、市長が別に定める判定基準により日常生活を営むのに支障があるため住宅の改造が必要と認められるもの
 - ア 下肢もしくは体幹の機能障害
 - イ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能の障害に限る。）
 - ウ 視覚障害
 - エ 上肢機能障害
 - オ 内部機能障害
- (3) 65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けていない者で、居宅において

- て移動する場合に常時車いすおよび歩行補助用具（歩行器、歩行車、杖）を使用している者であって、市長が別に定める判定基準により日常生活を営むのに支障があるため住宅の改造が必要と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、借家等に居住する世帯であって、住宅の所有者または管理者から住宅の改造についての承諾が得られないものは、対象としない。

（助成の対象とする改造）

第4条 助成の対象とする住宅の改造は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等対象者の利用する箇所を安全かつ円滑に利用することができるよう整備（バリアフリー化）することにより、対象者の自立が助長されるとともに家族等介護を行う者の負担が軽減されると認められるものとする。

（助成額）

第5条 助成額は、前条の規定に該当する改造に要する費用の3分の2に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額が50万円を超える場合は、50万円とする。

- 2 介護保険制度の「住宅改修費」として法定給付を受けることができる者は、当該制度を優先し、法定給付に相当する額を第1項の助成額から減ずるものとする。
- 3 日常生活用具給付等事業の「居宅生活動作補助用具」（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものに限る。）として給付を受けることができる者は、当該制度を優先し、給付に相当する額を第1項の助成額から減ずるものとする。

（助成の回数）

第6条 助成は、1世帯につき1回とする。ただし、対象者の身体状態の変化等により新たに改造が必要と認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、助成の回数は1会計年度1回とする。

（助成の申請）

第7条 対象者または対象者と同一世帯に属する者で助成を受けようと

するものは、改造の工事に着手する前に別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書
- (2) 工事図面
- (3) 世帯員の前年分の所得税の課税状況を証明する書類
- (4) 借家等に居住している場合は、別記第2号様式の承諾書
- (5) 工事契約書の写し。ただし、軽易な工事等であって、市長が認める場合は、省略することができる。

(助成の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、助成の可否を決定し、助成することと決定したときは別記第3号様式の通知書により、助成しないことと決定したときは別記第4号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、助成の可否の決定に当たり必要があると認めるときは、対象者の身体状況、家屋状況等必要な事項を調査することができる。

(工事の着手)

第9条 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成利用者」という。）は、特別な理由があると市長が認める場合を除き、速やかに改造工事に着手しなければならない。

(工事内容の変更等)

第10条 助成利用者は、改造工事の内容、費用等を変更しようとするときは、別記第5号様式の申請書により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、工事内容等の変更に伴う助成の額等の変更の可否を決定し、変更することと決定したときは別記第6号様式の通知書により、変更をしないことと決定したときは別記第7号様式の通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(完了の届出)

第11条 助成利用者は、改造工事が完了したときは、速やかに別記第8号様式の完了届により市長に届け出なければならない。

(検査および助成金の支給)

第12条 市長は、前条の届け出があったときは、助成の対象とした改造工事の検査を行った後、助成金を支給するものとする。

(対象者が死亡した場合の助成金の支給)

第13条 市長は、対象者が改造工事の完了前に死亡した場合においては、第5条に規定する助成額の範囲内で相当と認める額を支給することができる。

(決定の取消しおよび助成金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、または既に支給した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受け、または助成を受けたとき。
- (2) 助成の対象とした改造工事を中止したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第15条 函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）およびこの要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

いきいき住まいリフォーム助成申請書

年 月 日

函館市長

住 所 函館市 町 丁目 番 号

申請者 氏 名

電 話 局 番

対象者との関係（ ）

下記のとおり、いきいき住まいリフォーム助成金の支給を申請します。

なお、必要があるときは、住民基本台帳および世帯員の課税状況調査に同意します。

対象者	ふりがな 氏名			生年 月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	年齢	歳
	身障手帳の有無	<input type="checkbox"/> 有(種級:障害名)) <input type="checkbox"/> 無					
家屋の状況	身体の状況						
	所有の区分	<input type="checkbox"/> 自家	<input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> 借間	<input type="checkbox"/> その他()		
世帯の状況	家屋所有者	住 所					
	構 造	氏 名				申請者との関係	
改造工事の内容	□木造	<input type="checkbox"/> ブロック造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造			
	<input type="checkbox"/> その他()						
申請額	円 (改造に要する費用)						円)

函館市記入欄

対象者世帯（生活実態上の世帯）所得税課税状況	課税	非課税
------------------------	----	-----

別記第2号様式（第7条関係）

承 言若 書

年 月 日

住 所

家屋所有者（管理者） 署名または
記名押印

電 話 局 番

下記の家屋について、函館市いきいき住まいリフォーム助成を受けて改造工事を行うことと承諾します。

入居者氏名	
所 在 地	函館市 町 丁目 番 号
名 称	
規模・構造	
改造箇所・ 改造内容等	

別記第3号様式（第8条関係）

いきいき住まいリフォーム助成決定通知書

公文記号

年月日

住所

氏名 様

函館市長

年月日付けで申請のあつたいきいき住まいリフォーム助成について、
次のとおり決定したので通知します。

対象者	住所	函館市
	氏名	
助成額		円
助成の対象とした 改造工事の内容		

(注) 改造工事の内容等を変更するときは、変更申請書（第5号様式）の提出が必要です。

改造工事が完了したときは、速やかに改造工事完了届（第8号様式）を提出してください。

別記第4号様式（第8条関係）

いきいき住まいリフォーム助成却下通知書

公文記号
年月日

住所 氏名 様

函館市長

年　月　日　付　け　で　申　請　の　あ　つ　た　い　き　い　き　住　ま　い　リ　フ　オ　ム　助　成　に　つ　い　て
は、次の理由により却下します。

理由

別記第5号様式（第10条関係）

いきいき住まいリフォーム助成変更申請書

年　月　日

函館市長

住 所 函館市 町 丁目 番 号

申請者 氏 名

電 話 局 番

年　月　日付けで決定通知のあつたいきいき住まいリフォーム助成について、次のとおり、変更申請をします。

変 更 由 お よ び 変 更 内 容	1 改造箇所・内容の変更
	2 改造費の額の変更
	3 その他

別記第6号様式（第10条関係）

いきいき住まいリフォーム助成変更決定通知書

公文記号
年月日

住所
氏名 様

函館市長

年月日付けで申請のあつたいきいき住まいリフォーム助成変更について、次のとおり決定したので通知します。

助成額	助成額の算定内訳		
	(改修要する費用)	(助成対象額)	
円	円×2/3=	円	
	(助成対象額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。)		
	助成額	円 ①	
円	(50万円を超える場合は、50万円を限度とする。)		
	介護保険制度からの法定給付額	円 ②	
	変更後の助成額 ①-②=	円	
	(当初申請額の助成額)	(今後の助成額)	(追加・返還額)
	円 -	円 =	円
※	追加・返還 助成額		円
助成の対象とした 改造工事の内容			

(注) 先に送付した(年月日付)いきいき住まいリフォーム助成決定通知書は無効となります。

改造工事が完了したときは、速やかに改造工事完了届（第8号様式）を提出してください。

別記第7号様式（第10条関係）

いきいき住まいリフォーム助成変更却下通知書

年 月 日

住所 氏名 様

函館市長

年　月　日付けで申請のあつたいきいき住まいリフォーム助成変更については、次の理由により却下します。

理由

別記第3号様式（第11条関係）

部長	次長	課長	庶務係長	庶務担当
		課長	主査	担当

改造工事完了届

年　月　日

函館市長

住 所 函館市 町 丁目 番 号

届出人 氏名

電 話 局 番

年　月　日付けで決定通知のあつたいきいき住まいリフォーム助成の対象

工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 工事着手年月日 年　月　日

2 工事完了年月日 年　月　日

※ 添付書類

- ① 工事前・工事後の写真
- ② 当該工事に係る領収書の写し
- ③ その他必要と認められる書類

